

概 要

1. 品質管理レビューに対する審査及び検査

平成 18 事務年度の公認会計士・監査審査会の審査及び検査は、「審査基本方針等」（平成 16 年 6 月策定、平成 17 年 6 月改正）及び「平成 18 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画」（平成 18 年 6 月策定）に基づき実施。

平成 16 事務年度以降実施した中小規模監査事務所に対する審査及び検査の結果につき、平成 18 年 11 月、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」として、平成 19 年 3 月、「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」として取りまとめ、公表。平成 18 事務年度に実施した検査の結果、金融庁長官に対して、3 監査法人に対し行政処分その他の措置を講ずるよう勧告。

また、平成 17 事務年度の 4 大監査法人に対する検査結果を踏まえ、みずぐ監査法人（旧中央青山監査法人）を除く 3 大監査法人の改善状況に対しフォローアップ検査を実施。検査の結果につき、平成 19 年 6 月、「3 大監査法人の業務改善状況について」として取りまとめ、公表。

さらに、日本公認会計士協会に対し、前回検査結果（平成 17 年 5 月）等の改善状況の検証を目的として検査を実施。その結果に基づき、平成 19 年 7 月、「日本公認会計士協会の品質管理レビューの改善状況について」を取りまとめ、公表。

2. 公認会計士試験の実施

平成 15 年 5 月の公認会計士法の改正により、試験体系の簡素化（3 段階 5 回→1 段階 2 回）、受験資格の制限の撤廃、試験科目の一部免除の拡大、短答式試験合格者に対する同試験の免除などを内容とする公認会計士試験制度の大幅な見直しが行われた。この新制度による試験を平成 18 年 1 月より実施。

3. 調査審議

金融庁長官は公認会計士等に対する懲戒処分等を決定する際、審査会の意見を聴くこととなっており、審査会は懲戒処分等の妥当性、軽重等について調査審議し、意見を述べることとされている。平成 18 事務年度においては、6 件について調査審議を実施。

4. 諸外国の関係機関との協力

各国の監査監督機関による国際会議が、相互の情報交換等を目的として開かれている。平成 18 年 9 月、第 5 回監査監督機関会議が開催され、同会議が発展的に解消され、新たな公式の常設の会合として、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が設立。平成 19 年 3 月、審査会の主催により第 1 回会合が東京で開催。